

平成 18 年度における行政不服審査法等の
施行状況に関する調査結果

－ 国の行政機関における状況 －

平 成 20 年 10 月

総 務 省

平成 18 年度における行政不服審査法等の 施行状況に関する調査結果

－ 国の行政機関における状況 －

第 1 調査目的等

1 調査目的

行政上の不服申立制度は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く不服申立てのみちを開くことにより、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

本調査は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）等に基づいて国及び地方公共団体（都道府県及び市区町村）に対して行われた不服申立ての件数やその処理状況等の実態を把握し、その施行状況を明らかにすることにより、同法等の円滑かつ的確な施行を図る上での基礎資料を得ること等を目的として実施しているものであり、過去 9 回実施し、今回は 10 回目の調査となる。

2 調査対象機関

本府省庁等 19 機関（地方支分部局等を含む。以下「各府省等」という。注参照）を調査対象とした。

注）調査対象機関：内閣官房、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

3 調査対象事項等

① 調査対象期間

平成 18 年度（平成 18 年 4 月 1 日～19 年 3 月 31 日）

② 調査対象事項

調査対象機関に対して行われた行政不服審査法に基づく不服申立て（異議申立て、審査請求及び再審査請求）及び同法に基づかず個別法で独自に設けられている不服申立て（裁定の申請、審判の請求、異議の申出など。注参照）を対象とした。

不服申立件数、処理件数（平成 18 年 3 月 31 日以前に不服申立てが行われ、平成 18 年度内に処理した件数を含む。）、処理区分（容認、棄却、却下、その他の別）、不服申立てから処理までに要した期間、次年度に処理を繰り越した件数等について把握した。

（注） 個別法で独自に設けられている不服申立てについては、行政不服審査法

と同様に、行政庁の処分等に対する事後救済手続として設けられているもののみを対象とし、行政庁が処分等を行うに当たって利害関係人からの異議の申出を認めるものなど事前救済手続として設けられているものは含まない。

第2 調査結果

1 行政不服審査法に基づく不服申立て

(1) 不服申立ての状況（別表1参照）

ア 異議申立て

各府省等に異議申立てされた件数は6,315件であり、その内訳をみると、国税通則法関係が4,718件（74.7%）と最も多く、次いで、国税徴収法関係446件（7.1%）、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）関係441件（7.0%）となっている。

イ 審査請求

各府省等に審査請求された件数は10,795件であり、その内訳をみると、社会保険関係（注参照）4,298件（39.8%）と最も多く、次いで、国税通則法関係2,810件（26.0%）、労働者災害補償保険法関係1,873件（17.4%）となっている。

（注）社会保険関係とは、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法及び国民年金法に関するものをいう。以下同じ。

ウ 再審査請求

各府省等に再審査請求された件数は1,664件であり、その内訳をみると、社会保険関係が882件（53.0%）と最も多く、次いで、労働者災害補償保険法関係510件（30.6%）、生活保護法関係141件（8.5%）となっている。

(2) 不服申立ての処理状況（別表1、2及び3参照）

ア 異議申立て

① 処理件数

各府省等の処理対象件数は、18年度中に新規に申し立てられた6,315件及び前年度から繰り入れられた2,418件を合わせた8,733件のうち、取り下げられた1,246件を除く7,487件となっている。

このうち、処理件数は4,588件（61.3%）であり、残りの2,899件については次年度に処理が持ち越しとなっている。

処理件数4,588件の内訳をみると、国税通則法関係が3,355件（73.1%）と最も多く、次いで、国税徴収法関係388件（8.5%）、情報公開法関係343件（7.5%）となっている。

② 処理区分

処理件数4,588件の処理状況をみると、容認637件（13.9%）、棄却3,584件（78.1%）、却下366件（8.0%）となっており、このうち容認637件の内

訳をみると、国税通則法関係が 525 件（82.4%）とその大半を占めている。

③ 処理期間

処理件数 4,588 件について、異議申立てから処理に至るまでに要した期間をみると、「3 か月以内」が 3,402 件（74.1%）と最も多く、次いで、「3 か月～6 か月以内」502 件（10.9%）、「1 年超」361 件（7.9%）、「6 か月～1 年以内」323 件（7.0%）となっている。

イ 審査請求

① 処理件数

各府省等の処理対象件数は、18 年度中に新規に申し立てられた 10,795 件及び前年度から繰り入れられた 6,290 件を合わせた 17,085 件のうち、取り下げられた 1,607 件を除く 15,478 件となっている。

このうち、処理件数は 9,575 件（61.9%）であり、残りの 5,903 件については次年度に処理が持ち越しとなっている。

処理件数 9,575 件の内訳をみると、社会保険関係が 3,585 件（37.4%）と最も多く、次いで、国税通則法関係 3,217 件（33.6%）、労働者災害補償保険法関係 1,514 件（15.8%）となっている。

② 処理区分

処理件数 9,575 件の処理状況をみると、容認 1,241 件（13.0%）、棄却 7,632 件（79.7%）、却下 688 件（7.2%）及びその他 14 件（0.1%）となっており、このうち容認 1,241 件の内訳をみると、国税通則法関係が 491 件（39.6%）と最も多く、次いで、社会保険関係 466 件（37.6%）、労働者災害補償保険法関係 186 件（15.0%）となっている。

③ 処理期間

処理件数 9,575 件について、審査請求から処理に至るまでに要した期間をみると、「3 か月以内」が 3,992 件（41.7%）と最も多く、次いで、「6 か月～1 年以内」2,956 件（30.9%）、「3 か月～6 か月以内」1,702 件（17.8%）、「1 年超」925 件（9.7%）となっている。

ウ 再審査請求

① 処理件数

各府省等の処理対象件数は、18 年度中に新規に申し立てられた 1,664 件及び前年度から繰り入れられた 3,285 件を合わせた 4,949 件のうち、取り下げられた 202 件を除く 4,747 件となっている。

このうち、処理件数は 1,677 件（35.3%）であり、残りの 3,070 件については次年度に処理が持ち越しとなっている。

処理件数 1,677 件の内訳をみると、社会保険関係が 900 件（53.7%）と最も多く、次いで、労働者災害補償保険法関係 655 件（39.1%）となっている。

② 処理区分

処理案件 1,677 件の処理状況をみると、容認 97 件（5.8%）、棄却 1,415

件（84.4%）及び却下 165 件（9.8%）となっている。

③ 処理期間

処理件数 1,677 件について、再審査請求から処理に至るまでに要した期間をみると、「1 年超」が 746 件（44.5%）と最も多く、次いで、「6 か月～1 年以内」554 件（33.0%）、「3 か月～6 か月以内」319 件（19.0%）、「3 か月以内」58 件（3.5%）となっている。

2 行政不服審査法に基づかない不服申立て

(1) 不服申立ての状況（別表 1 参照）

各府省等に申立てされた行政不服審査法に基づかない不服申立て件数は 36,532 件であり、その内訳をみると、工業所有権関係（注参照）が 33,449 件（91.6%）とほとんどを占めている。

（注） 「工業所有権関係」とは、特許法、実用新案法、商標法及び意匠法に関するものをいう。以下同じ。

(2) 不服申立ての処理状況（別表 1、2 及び 3 参照）

① 処理件数

各府省等の処理対象件数は、18 年度中に新規に申し立てられた 36,532 件及び前年度から繰り入れられた 45,338 件を合わせた 81,870 件のうち、取り下げられた 2,744 件を除く 79,126 件となっている。

このうち、処理件数は 32,475 件（41.0%）であり、残りの 46,651 件については次年度に処理が持ち越しとなっている。

処理件数 32,475 件の内訳をみると、工業所有権関係が 29,777 件（91.7%）とほとんどを占めている。

② 処理区分

処理案件 32,475 件の処理状況をみると、容認 19,748 件（60.8%）、棄却 9,886 件（30.4%）却下 2,831 件（8.7%）及びその他 10 件（0.0%）となっている。

このうち、容認 19,748 件の内訳をみると、工業所有権関係が 19,712 件（99.8%）とほとんどを占めている。

③ 処理期間

処理件数 32,475 件について、不服申立てから処理に至るまでに要した期間をみると、「1 年超」が 16,994 件（52.3%）と最も多く、次いで、「3 か月以内」7,702 件（23.7%）、「3 か月～6 か月以内」3,899 件（12.0%）、「6 か月～1 年以内」3,880 件（11.9%）となっている。

【別表1】

国に対する不服申立ての状況（平成18年度）

区 分	前年度繰入		不服申立て		処 理		取 下 げ		次年度繰越	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
総 件 数	57,331	—	55,306	—	48,315	—	5,799	—	58,523	—
1 行政不服審査法に基づくもの	11,993	—	18,774	—	15,840	—	3,055	—	11,872	—
① 異議申立て	2,418	100.0	6,315	100.0	4,588	100.0	1,246	100.0	2,899	100.0
・ 国税通則法	1,270	52.5	4,718	74.7	3,355	73.1	972	78.0	1,661	57.3
・ 国税徴収法	91	3.8	446	7.1	388	8.5	77	6.2	72	2.5
・ 情報公開法（注1）	508	21.0	441	7.0	343	7.5	18	1.4	588	20.3
・ その他	549	22.7	710	11.2	502	10.9	179	14.4	578	19.9
② 審査請求	6,290	100.0	10,795	100.0	9,575	100.0	1,607	100.0	5,903	100.0
・ 社会保険関係（注2）	761	12.1	4,298	39.8	3,585	37.4	633	39.4	841	14.2
・ 国税通則法	3,003	47.7	2,810	26.0	3,217	33.6	459	28.6	2,137	36.2
・ 労働者災害補償保険法	451	7.2	1,873	17.4	1,514	15.8	156	9.7	654	11.1
・ その他	2,075	33.0	1,814	16.8	1,259	13.1	359	22.3	2,271	38.5
③ 再審査請求	3,285	100.0	1,664	100.0	1,677	100.0	202	100.0	3,070	100.0
・ 社会保険関係	467	14.2	882	53.0	900	53.7	169	83.7	280	9.1
・ 労働者災害補償保険法	1,164	35.4	510	30.6	655	39.1	18	8.9	1,001	32.6
・ 生活保護法	428	13.0	141	8.5	15	0.9	1	0.5	553	18.0
・ その他	1,226	37.3	131	7.9	107	6.4	14	6.9	1,236	40.3
2 行政不服審査法に基づかないもの	45,338	100.0	36,532	100.0	32,475	100.0	2,744	100.0	46,651	100.0
・ 工業所有権関係（注3）	45,100	99.5	33,449	91.6	29,777	91.7	2,612	95.2	46,160	98.9
・ その他	238	0.5	3,083	8.4	2,698	8.3	132	4.8	491	1.1

注1) 「情報公開法」とは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」をいう。

注2) 「社会保険関係」とは、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法及び国民年金法に基づくものをいう。

注3) 「工業所有権関係」とは、特許法、実用新案法、商標法及び意匠法に基づくもの（審判の請求等）をいう。

【別表2】

国における不服申立ての処理内容（平成18年度）

区 分	前年度繰入 (件)	不服申立て (件)	処 理										取下げ (件)	次年度繰越	
			容 認		棄 却		却 下		そ の 他		1年以上 (件)	(件)			
			(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)					
総 件 数	57,331	55,306	48,315	100.0	21,723	45.0	22,517	46.6	4,050	8.4	25	0.1	5,799	58,523	26,668
1 行政不服審査法に基づくもの	11,993	18,774	15,840	100.0	1,975	12.5	12,631	79.7	1,219	7.7	15	0.1	3,055	11,872	4,536
① 異議申立て	2,418	6,315	4,588	100.0	637	13.9	3,584	78.1	366	8.0	1	0.0	1,246	2,899	717
・ 国税通則法	1,270	4,718	3,355	100.0	525	15.6	2,666	79.5	164	4.9	0	0.0	972	1,661	374
・ 国税徴収法	91	446	388	100.0	6	1.5	229	59.0	153	39.4	0	0.0	77	72	0
・ 情報公開法（注1）	508	441	343	100.0	86	25.1	250	72.9	7	2.0	0	0.0	18	588	240
・ その他	549	710	502	100.0	20	4.0	439	87.5	42	8.4	1	0.2	179	578	103
② 審査請求	6,290	10,795	9,575	100.0	1,241	13.0	7,632	79.7	688	7.2	14	0.1	1,607	5,903	1,683
・ 社会保険関係（注2）	761	4,298	3,585	100.0	466	13.0	2,984	83.2	135	3.8	0	0.0	633	841	47
・ 国税通則法	3,003	2,810	3,217	100.0	491	15.3	2,553	79.4	173	5.4	0	0.0	459	2,137	261
・ 労働者災害補償保険法	451	1,873	1,514	100.0	186	12.3	1,295	85.5	33	2.2	0	0.0	156	654	17
・ その他	2,075	1,814	1,259	100.0	98	7.8	800	63.5	347	27.6	14	1.1	359	2,271	1,358
③ 再審査請求	3,285	1,664	1,677	100.0	97	5.8	1,415	84.4	165	9.8	0	0.0	202	3,070	2,136
・ 社会保険関係	467	882	900	100.0	57	6.3	739	82.1	104	11.6	0	0.0	169	280	0
・ 労働者災害補償保険法	1,164	510	655	100.0	29	4.4	598	91.3	28	4.3	0	0.0	18	1,001	589
・ 生活保護法	428	141	15	100.0	0	0.0	12	80.0	3	20.0	0	0.0	1	553	415
・ その他	1,226	131	107	100.0	11	10.3	66	61.7	30	28.0	0	0.0	14	1,236	1,132
2 行政不服審査法に基づかないもの	45,338	36,532	32,475	100.0	19,748	60.8	9,886	30.4	2,831	8.7	10	0.0	2,744	46,651	22,132
・ 工業所有権関係（注3）	45,100	33,449	29,777	100.0	19,712	66.2	9,382	31.5	676	2.3	7	0.0	2,612	46,160	22,051
・ その他	238	3,083	2,698	100.0	36	1.3	504	18.7	2,155	79.9	3	0.1	132	491	81

注1) 「情報公開法」とは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」をいう。

注2) 「社会保険関係」とは、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法及び国民年金法に基づくものをいう。

注3) 「工業所有権関係」とは、特許法、実用新案法、商標法及び意匠法に基づくもの（審判の請求等）をいう。

【別表3】

国における不服申立ての処理期間（平成18年度）

区 分	前年度繰入 (件)	不服申立て (件)	処 理										取下げ (件)	次年度繰越	
			3か月以内		3か月～6か月以内		6か月～1年以内		1年超		1年以上 (件)	(件)			
			(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)					
総 件 数	57,331	55,306	48,315	100.0	15,154	31.4	6,422	13.3	7,713	16.0	19,026	39.4	5,799	58,523	26,668
1 行政不服審査法に基づくもの	11,993	18,774	15,840	100.0	7,452	47.0	2,523	15.9	3,833	24.2	2,032	12.8	3,055	11,872	4,536
① 異議申立て	2,418	6,315	4,588	100.0	3,402	74.1	502	10.9	323	7.0	361	7.9	1,246	2,899	717
・ 国税通則法	1,270	4,718	3,355	100.0	2,847	84.9	360	10.7	106	3.2	42	1.3	972	1,661	374
・ 国税徴収法	91	446	388	100.0	379	97.7	9	2.3	0	0.0	0	0.0	77	72	0
・ 情報公開法（注1）	508	441	343	100.0	21	6.1	92	26.8	80	23.3	150	43.7	18	588	240
・ その他	549	710	502	100.0	155	30.9	41	8.2	137	27.3	169	33.7	179	578	103
② 審査請求	6,290	10,795	9,575	100.0	3,992	41.7	1,702	17.8	2,956	30.9	925	9.7	1,607	5,903	1,683
・ 社会保険関係（注2）	761	4,298	3,585	100.0	2,994	83.5	383	10.7	143	4.0	65	1.8	633	841	47
・ 国税通則法	3,003	2,810	3,217	100.0	90	2.8	314	9.8	2,242	69.7	571	17.7	459	2,137	261
・ 労働者災害補償保険法	451	1,873	1,514	100.0	610	40.3	655	43.3	211	13.9	38	2.5	156	654	17
・ その他	2,075	1,814	1,259	100.0	298	23.7	350	27.8	360	28.6	251	19.9	359	2,271	1,358
③ 再審査請求	3,285	1,664	1,677	100.0	58	3.5	319	19.0	554	33.0	746	44.5	202	3,070	2,136
・ 社会保険関係	467	882	900	100.0	51	5.7	293	32.6	490	54.4	66	7.3	169	280	0
・ 労働者災害補償保険法	1,164	510	655	100.0	0	0.0	14	2.1	49	7.5	592	90.4	18	1,001	589
・ 生活保護法	428	141	15	100.0	0	0.0	1	6.7	2	13.3	12	80.0	1	553	415
・ その他	1,226	131	107	100.0	7	6.5	11	10.3	13	12.1	76	71.0	14	1,236	1,132
2 行政不服審査法に基づかないもの	45,338	36,532	32,475	100.0	7,702	23.7	3,899	12.0	3,880	11.9	16,994	52.3	2,744	46,651	22,132
・ 工業所有権関係（注3）	45,100	33,449	29,777	100.0	5,228	17.6	3,819	12.8	3,814	12.8	16,916	56.8	2,612	46,160	22,051
・ その他	238	3,083	2,698	100.0	2,474	91.7	80	3.0	66	2.4	78	2.9	132	491	81

注1) 「情報公開法」とは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」をいう。

注2) 「社会保険関係」とは、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法及び国民年金法に基づくものをいう。

注3) 「工業所有権関係」とは、特許法、実用新案法、商標法及び意匠法に基づくもの（審判の請求等）をいう。

【別表4】

機関別集計表（平成18年度）

1 行政不服審査法による不服申立て

（単位：件）

機 関 名	前年度繰入 件数	不服申立 件数	処 理 件 数					処 理 期 間 別 件 数				取下げ件数	次年度繰越件数	
			容 認	棄 却	却 下	その他	3か月以内	3か月～ 6か月以内	6か月～ 1年以内	1年超	1年以上			
内閣官房	28	7	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	34	28
人事院	93	108	87	10	46	17	14	16	11	13	47	14	100	19
内閣府	7	34	7	1	6	0	0	0	0	2	5	0	34	1
宮内庁	3	7	8	3	5	0	0	5	0	0	3	1	1	0
公正取引委員会	13	2	1	1	0	0	0	0	0	0	1	2	12	11
警察庁	18	24	12	0	12	0	0	0	1	8	3	0	30	8
金融庁	5	22	2	1	1	0	0	0	0	2	0	1	24	2
総務省	34	114	114	6	104	4	0	75	34	4	1	0	34	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	216	699	346	24	258	63	1	109	64	132	41	44	525	35
外務省	160	81	65	33	29	3	0	3	11	8	43	0	176	108
財務省	4,619	8,608	7,485	1,041	5,759	685	0	3,439	841	2,551	654	1,564	4,178	659
文部科学省	31	7	19	10	9	0	0	0	2	11	6	0	19	13
厚生労働省	4,319	8,489	7,160	804	6,017	339	0	3,772	1,431	969	988	1,395	4,253	1,632
農林水産省	21	33	22	5	14	3	0	0	5	14	3	0	32	6
経済産業省	114	84	61	4	52	5	0	4	10	34	13	8	129	59
国土交通省	1,949	206	182	4	99	79	0	13	37	36	96	21	1,952	1,792
環境省	168	53	64	5	53	6	0	0	0	7	57	5	152	106
防衛省	195	196	204	23	166	15	0	16	76	41	71	0	187	57
合 計	11,993	18,774	15,840	1,975	12,631	1,219	15	7,452	2,523	3,833	2,032	3,055	11,872	4,536

機関別集計表（平成18年度）

(1) 異議申立て

(単位：件)

機 関 名	前年度繰入 件数	不服申立 件数	処 理 件 数					処 理 期 間 別 件 数				取下げ件数	次年度繰越件数		
			容 認	棄 却	却 下	その他	3か月以内	3か月～ 6か月以内	6か月～ 1年以内	1年超	1年以上				
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	3	7	8	3	5	0	0	5	0	0	0	3	1	1	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	15	17	9	0	9	0	0	0	1	6	2	0	23	8	
金融庁	4	21	2	1	1	0	0	0	0	2	0	0	23	2	
総務省	19	76	78	5	72	1	0	68	7	2	1	0	17	0	
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
法務省	158	417	157	13	140	3	1	8	13	108	28	41	377	34	
外務省	160	81	65	33	29	3	0	3	11	8	43	0	176	108	
財務省	1,397	5,264	3,818	536	2,950	332	0	3,292	376	107	43	1,072	1,771	383	
文部科学省	29	7	17	8	9	0	0	0	0	11	6	0	19	13	
厚生労働省	389	144	203	12	182	9	0	6	12	24	161	123	207	87	
農林水産省	3	13	4	1	2	1	0	0	0	3	1	0	12	0	
経済産業省	42	56	19	1	14	4	0	4	6	8	1	8	71	25	
国土交通省	6	19	6	0	6	0	0	0	1	3	2	0	19	2	
環境省	3	1	3	1	2	0	0	0	0	2	1	1	0	0	
防衛省	190	192	199	23	163	13	0	16	75	39	69	0	183	55	
合 計	2,418	6,315	4,588	637	3,584	366	1	3,402	502	323	361	1,246	2,899	717	

機関別集計表（平成18年度）

(2) 審査請求

(単位：件)

機 関 名	前年度繰入 件数	不服申立 件数	処 理 件 数					処 理 期 間 別 件 数				取下げ件数	次年度繰越件数	
			容 認	棄 却	却 下	その他	3か月以内	3か月～ 6か月以内	6か月～ 1年以内	1年超	1年以上			
内閣官房	28	7	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	34	28
人事院	93	108	87	10	46	17	14	16	11	13	47	14	100	19
内閣府	7	34	7	1	6	0	0	0	0	2	5	0	34	1
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	13	2	1	1	0	0	0	0	0	0	1	2	12	11
警察庁	3	7	3	0	3	0	0	0	0	2	1	0	7	0
金融庁	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
総務省	15	38	36	1	32	3	0	7	27	2	0	0	17	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	57	281	187	11	118	58	0	99	51	24	13	3	148	1
外務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務省	3,222	3,344	3,667	505	2,809	353	0	147	465	2,444	611	492	2,407	276
文部科学省	2	0	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
厚生労働省	1,807	6,789	5,362	697	4,474	191	0	3,714	1,111	401	136	1,084	2,150	498
農林水産省	17	20	18	4	12	2	0	0	5	11	2	0	19	5
経済産業省	72	28	42	3	38	1	0	0	4	26	12	0	58	34
国土交通省	791	86	100	2	43	55	0	9	25	23	43	7	770	706
環境省	157	46	57	4	47	6	0	0	0	5	52	4	142	102
防衛省	5	4	5	0	3	2	0	0	1	2	2	0	4	2
合 計	6,290	10,795	9,575	1,241	7,632	688	14	3,992	1,702	2,956	925	1,607	5,903	1,683

機関別集計表（平成18年度）

(3) 再審査請求

(単位：件)

機 関 名	前年度繰入 件数	不服申立 件数	処 理 件 数					処 理 期 間 別 件 数				取下げ件数	次年度繰越件数		
			容 認	棄 却	却 下	その他	3か月以内	3か月～ 6か月以内	6か月～ 1年以内	1年超			1年以上		
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	1	1	2	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
外務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	2,123	1,556	1,595	95	1,361	139	0	52	308	544	691	188	1,896	1,047	
農林水産省	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
経済産業省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
国土交通省	1,152	101	76	2	50	24	0	4	11	10	51	14	1,163	1,084	
環境省	8	6	4	0	4	0	0	0	0	0	4	0	10	4	
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	3,285	1,664	1,677	97	1,415	165	0	58	319	554	746	202	3,070	2,136	

機関別集計表（平成18年度）

2 行政不服審査法によらない不服申立て

（単位：件）

機 関 名	前年度繰入 件数	不服申立 件数	処 理 件 数					処 理 期 間 別 件 数				取下げ件数	次年度繰越件数		
			容 認	棄 却	却 下	その他	3か月以内	3か月～ 6か月以内	6か月～ 1年以内	1年超			1年以上		
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	107	21	52	0	50	0	2	0	0	4	48	0	76	55	
警察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総務省	0	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
公害等調整委員会	8	0	5	1	0	4	0	0	0	4	1	0	3	3	
法務省	12	2,946	2,557	11	398	2,147	1	2,472	73	1	11	120	281	0	
外務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
厚生労働省	70	70	60	2	56	2	0	0	7	43	10	0	80	14	
農林水産省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
経済産業省	45,100	33,449	29,777	19,712	9,382	676	7	5,228	3,819	3,814	16,916	2,612	46,160	22,051	
国土交通省	41	44	22	22	0	0	0	0	0	14	8	12	51	9	
環境省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	45,338	36,532	32,475	19,748	9,886	2,831	10	7,702	3,899	3,880	16,994	2,744	46,651	22,132	

機関別集計表（平成18年度）

3 合計（1+2）

（単位：件）

機 関 名	前年度繰入 件数	不服申立 件数	処 理 件 数					処 理 期 間 別 件 数				取下げ件数	次年度繰越件数	
			容 認	棄 却	却 下	その他	3か月以内	3か月～ 6か月以内	6か月～ 1年以内	1年超	1年以上			
内閣官房	28	7	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	34	28
人事院	93	109	88	10	46	18	14	17	11	13	47	14	100	19
内閣府	7	34	7	1	6	0	0	0	0	2	5	0	34	1
宮内庁	3	7	8	3	5	0	0	5	0	0	3	1	1	0
公正取引委員会	120	23	53	1	50	0	2	0	0	4	49	2	88	66
警察庁	18	24	12	0	12	0	0	0	1	8	3	0	30	8
金融庁	5	22	2	1	1	0	0	0	0	2	0	1	24	2
総務省	34	115	115	6	104	5	0	76	34	4	1	0	34	0
公害等調整委員会	8	0	5	1	0	4	0	0	0	4	1	0	3	3
法務省	228	3,645	2,903	35	656	2,210	2	2,581	137	133	52	164	806	35
外務省	160	81	65	33	29	3	0	3	11	8	43	0	176	108
財務省	4,619	8,608	7,485	1,041	5,759	685	0	3,439	841	2,551	654	1,564	4,178	659
文部科学省	31	7	19	10	9	0	0	0	2	11	6	0	19	13
厚生労働省	4,389	8,559	7,220	806	6,073	341	0	3,772	1,438	1,012	998	1,395	4,333	1,646
農林水産省	21	33	22	5	14	3	0	0	5	14	3	0	32	6
経済産業省	45,214	33,533	29,838	19,716	9,434	681	7	5,232	3,829	3,848	16,929	2,620	46,289	22,110
国土交通省	1,990	250	204	26	99	79	0	13	37	50	104	33	2,003	1,801
環境省	168	53	64	5	53	6	0	0	0	7	57	5	152	106
防衛省	195	196	204	23	166	15	0	16	76	41	71	0	187	57
合 計	57,331	55,306	48,315	21,723	22,517	4,050	25	15,154	6,422	7,713	19,026	5,799	58,523	26,668

(参 考) 不服申立て制度の概要

1 行政不服審査法に基づく不服申立て

行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関して不服がある場合、他の法律に特別の定めがない限り、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づいて不服申立てすることができることとされている（第 1 条第 2 項）。

不服申立ては、①処分庁又は不作為庁以外の行政庁に対して行う「審査請求」、②処分庁又は不作為庁に対して行う「異議申立て」、③審査請求の裁決を経た後さらに行う「再審査請求」の 3 種類があり（第 3 条）、それぞれ以下の区分によりすることができることとされている。

不服申立て区分	不 服 申 立 て 要 件
審査請求 (第 5 条)	① 処分庁又は不作為庁に上級行政庁があるとき（処分庁又は不作為庁が主任の大臣又は外局等の長でないときに限る。） ② ①以外の場合で、法律又は条例に審査請求することができる旨の定めがあるとき
異議申立て (第 6 条)	① 処分庁又は不作為庁に上級行政庁がないとき ② 処分庁又は不作為庁が主任の大臣又は外局等の長であるとき ③ ①、②以外の場合で、法律に異議申立てをすることができる旨の定めがあるとき
再審査請求 (第 8 条)	① 法律又は条例に再審査請求できる旨の定めがあるとき ② 審査請求できる処分について、その処分の権限委任が行われた場合で、原権限庁が審査庁として裁決したとき

不服申立てがあつた場合には、原則として書面による審理（不服申立てをした者からの申立てがあれば口頭による意見陳述の機会を付与）を経て、裁決（異議申立ての場合には決定）を行う（第 25 条、第 40 条、第 47 条、第 51 条及び第 56 条）。

裁決（決定）の種類は次のとおりである。

- ①却 下：不服申立てが法定期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるとき
- ②棄 却：不服申立てに理由がないとき
- ③容 認：不服申立てに理由があるとき

また、裁決（決定）があるまでは、不服申立てをした者は、いつでも不服申立てを取り下げることができる（第 39 条、第 48 条、第 52 条及び第 56 条）。

なお、不作為に対する異議申立ての場合には、①申立てが不適法であれば却下し、②却下以外の場合は申立てのあつた日の翌日から起算して 20 日以内に、申請に対

する何らかの行為をするか、又は書面で不作為の理由を示さなければならないこととされている（第 50 条）。

2 行政不服審査法に基づかない不服申立て

行政庁の処分又は公権力の行使に当たる行為等に関する不服申立てについては、行政不服審査法によらず、個別法において独自の不服申立制度を設けているものがある。

（主要例）

- ・ 特許法（第 121 条第 1 項）、商標法（第 44 条第 1 項及び第 45 条第 1 項）などにおける「審判の請求」
- ・ 海難審判法における「第二審の請求」（第 46 条第 1 項）